



消防だより

令和2年9月号



署内救助展示訓練



▲訓練に取り組む救助隊員

7月21日(火)、消防本部内において署内救助展示訓練を実施しました。近年多様化する災害を想定し、技術、迅速・確実性、安全管理、隊員間連携などを主眼に同じ想定を2班により実施し確認・評価を行いました。同じような災害現場はなく、多種多様な活動が求められるため、日頃の訓練の積み重ねがとても大切になります。今後もレベルアップを目指し訓練に励んでいきます。



このたび消防庁国民保護・防災部地域防災室長より平成30年度消防団車両等無償貸付事業により、救助用資器材・小型動力ポンプ搬送車が久米島町消防団に配備されました。地域防災の要である消防団員の災害対応能力の向上と、地域防災力の一層の強化を目指していきます。



消防団新車両配備!

今年6月1日付けで消防団員7名が退団されました。消防団として火災現場における警戒、捜索活動や火災予防の広報活動など多岐にわたる活躍に敬意を表します。長年にわたる消防団活動お疲れさまでした。

- ・山里昌樹 副団長 (団歴25年2ヶ月)
- ・大田直樹 分団長 (団歴21年1ヶ月)
- ・宮里 誠 部長 (団歴16年10ヶ月)
- ・浜元敏明 部長 (団歴19年2ヶ月)
- ・當間和明 班長 (団歴20年1ヶ月)
- ・亀島竜星 団員 (6年1ヶ月)
- ・又吉夏樹 団員 (2年1ヶ月)

消防団お疲れ様でした



新型コロナウイルス感染症対策にひそむ火災リスクとは

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から手指消毒等の「消毒用アルコール」やレジカウンター等への「飛沫防止用ビニールシート」の設置が増えているところですが、「消毒用アルコール」は消防法に定める危険物第4類引火性液体のアルコール類に該当し、性質として火気により引火しやすく、蒸気でも可燃性で空気より重く低所に滞留しやすい特徴があることから

○「消毒用アルコール」等の設置及び使用時の留意事項

- (1) 使用に際しては火気の近くで使用しない。
- (2) 容器等に詰め替える際は可燃性蒸気滞留のおそれがあるため換気を行うこと。
- (3) 設置・保管する場所は直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の落下・衝撃にも注意が必要。

○「飛沫防止用ビニールシート」を設置する場合の留意事項

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないように、設置する場合は燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用してください。
 - (2) 避難上、支障・消防用設備への影響がある場所には設置しないでください。たとえば誘導灯が見えにくくなる場所やスプリンクラー設備のヘッド付近、自動火災警報器の感知器付近など。
- 今回ご紹介した内容は大阪市消防局YouTubeチャンネルで配信しています。是非一度ご覧いただき、火災予防に努めていただきますようお願いします。

大阪市消防局 YouTube

<http://youtu.be/9NkQGfCYXgc>



※火災の早期発見と「逃げ遅れ」を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いいたします。



7月
出動状況

・救 急34件 (202件)	・風水害 0件 (0件)
・火 災 1件 (3件)	・捜 索 2件 (2件)
・救 助 0件 (1件)	・その他 1件 (8件)

()は、令和2年累計 合計..... 38件 (216件)